

平成 29 年 7 月 28 日

第 8 回 定 例 会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第 8 回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日間 平成 2 9 年 7 月 2 8 日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	4 1	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	4 2	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書（案）について
4	4 3	農地法第 3 条許可申請について
5	4 4	農地法第 4 条許可申請について
6	4 5	農地法第 5 条許可申請について
7	4 6	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
7 月 2 8 日	午後 2 時 0 0 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 7 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進員別
会長	1 番	沖 園 強	農業委員
	2 番	原 田 克 子	農業委員
	3 番	俵積田 広 昭	農業委員
	4 番	眞 茅 文 男	農業委員
	5 番	鮫 島 裕 次	農業委員
	6 番	水 野 正 子	農業委員
	7 番	楠 義 嗣	農業委員
	8 番	天 達 範 隆	農業委員
	9 番	中 原 敬 彦	農業委員
会長代理	1 0 番	畑 野 真 人	農業委員
	1 1 番	篠 原 正	農地利用最適化推進員
	1 2 番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進員
	1 3 番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進員
	1 4 番	桑 原 和 英	農地利用最適化推進員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	永 江 靖 博
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 29 年第 8 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

4 番真茅委員、5 番鮫島委員に、お願いいたします。

日程第 1 号、会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 2 号議案第 41 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は 1 ページになります。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 29 号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号 30 号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号 31 号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

内訳につきましては畑が 4 筆で 3,058 m²です。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての、整理番号 29 号から 31 号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第3号、議案第42号、整理番号3号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書（案）について説明いたします。

議案書の2ページになります。

申請人は枕崎市〇〇町〇〇番株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さんでかつお節製造業を営まれています。

申請地は〇〇町〇〇番の一部で、申請人が経営する株〇〇の東側に隣接し、農用地区域の外周部に位置し登記地目は畑、現況は保全管理された畑となっています。

〇〇町〇〇番の面積2496㎡のうち2100㎡はH26年5月に除外されており、残りの396㎡について今回、申請がなされたものです。

申請地は、既に除外された土地と同様に薪置場として利用します。

代替地は得られませんでした。農用地区域の利用上の支障、集団性の保持、担い手に対する利用集積への影響は軽微であり、農業振興地域整備計画変更についてはやむを得ないものと思われま

以上です。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号3号を、俵積田広昭委員をお願いします。

3番（俵積田委員）整理番号3号について報告いたします。

7月20日、沖園委員、事務局の永江係長、前原さんとともに、申請人の父〇〇〇さん立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は、株式会社〇〇の東側に隣接し、農用地区域外外周部に位置していません。

申請地を薪置場として利用する計画です。

代替地3件を検討しましたが、成立しなかったとのこと

です。申請地は2方を道路に接し、その他は申請者が経営する鯉節加工場に接しており、農用地区域の利用上の支障、集団性の保持、担い手に対する利用集積の影響は軽微であり、農業振興地域整備計画変更についてはやむを得ない申請ではないかと思われま

以上です。

議長 只今の説明並び調査員の報告に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第3号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書（案）については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御意義なしと認めます。

よって、議案第42号については、申請のとおり承認することに決定いたしま

した。

次に日程第4号、農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 はじめに、資料の訂正をお願いします。6ページです。

第2項第7号の右側にある判断理由の欄です。上から3行目中ほどの山崎研修館より東側を西側約210mに修正をお願いします。

それでは説明に入ります。

今月の農地法第3条の許可申請は6件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号10号

整理番号10号の申請地は、〇〇町〇〇番〇〇，畑，1244㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，自営業，63歳，〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，60歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の農地拡大ということであります。

今回，1筆の土地であったものを2筆に分筆して，譲渡するものであり，もう1筆は，一般住宅として転用されます。

なお，分筆される区画形状につきましては，農地を有効利用できるように利用者の意向より決定されております。

整理番号10号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号10号の申請地については7・8ページに掲載してあります。

申請地は，〇〇研修館より西約210mに位置し，〇〇畑かん地区に隣接しております。

続きまして，整理番号11号と12号は，譲受人が同一であり，隣接しておりますので，関連して説明いたします。

整理番号11号及び12号

整理番号11号の申請地は，〇〇町〇〇番，畑，161㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，73歳，高知県にお住まいです。

整理番号12号の申請地は，〇〇町〇〇番，畑，435㎡・〇〇町〇〇番，畑，159㎡，合計594㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，75歳，大阪府にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，63歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号11号及び12号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号11号及び12号の申請地については10ページに掲載してあります。

申請地は，〇〇町・〇〇〇〇より西側約160mの位置しており，〇〇基盤整備地区に隣接しております。

整理番号13号

整理番号 13 号の申請地は、〇〇町〇〇番，田，781 m²，です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，83 歳，〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，79 歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の姉にあたります。

整理番号 13 号については調査書にあるとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 13 号の申請地については 13 ページに掲載してあります。

申請地は，〇〇基盤整備地区内の〇〇町・〇〇〇〇より，東側 55m に位置します。

整理番号 14 号

整理番号 14 号の申請地は，〇〇町〇〇番，畑，187 m²・〇〇町〇〇番，畑，196 m²・〇〇町〇〇番，畑，573 m²，合計 956 m²です。

です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，68 歳，〇〇町

〇〇〇〇さん，無職，66 歳，〇〇町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業兼建築業，64 歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号 14 号については調査書にあるとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 14 号の申請地については 15 ページに掲載してあります。

申請地は，〇〇町・〇〇〇〇より西側約 160m の位置しており，〇〇基盤整備地区に隣接しております。

整理番号 15 号

整理番号 15 号の申請地は，〇〇町〇〇番，畑，232 m²・〇〇町〇〇番〇〇，畑，1170 m²，合計 1402 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，69 歳，福岡市にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業兼自営業，83 歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の営農拡大ということであります。

整理番号 15 号については調査書にあるとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 15 号の申請地については 17・18・19 ページに掲載してあります。

申請地，〇〇番は，〇〇公民館東約 200m に位置し，〇〇番〇〇は，〇〇公民館北東約 600m に位置しております。

整理番号 10 号から 15 号においては，いづれも，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

あと，資料の訂正が。

5 ページですね、15 番になります。

合計が 1,420 m²になっていますが、1402 m²で修正をお願いします。

以上報告を終わります。

議長 次に、現地調査の結果について調査員の報告をお願いいたします。

整理番号 10 号を中原委員お願いします。

9 番（中原委員）日程第 4 号議案第 43 号農地法第 3 条許可申請について、整理番号 10 号、〇〇町〇〇番〇〇、畑、1244 m²について報告いたします。

譲受人は〇〇〇〇さん、農業、譲渡人は〇〇〇〇さん、自営業です。

譲渡理由は相手方の要望であります。

7 月 9 日、譲受人の〇〇〇〇さんの立会いのもと現地確認を行いました。

場所ですが、〇〇集落の研修館の西に位置しており、約 200m に位置しております。

基盤整備のされていない農地です。

西側は市道、北側・南側・東側は甘しょ畑です。

取得後は甘しょ畑として利用し、現在同様の営農を行う計画で、周辺農地営農に影響を及ぼす恐れはないものと思われま

す。以上のことから、なんら問題のない申請ではないかと思われま

す。以上、終わります。

議長 次に、整理番号 11 号から 13 号を畑野委員お願いします。

10 番（畑野委員）整理番号 11 号について報告いたします。

7 月 10 日、譲受人〇〇〇〇さんのご主人立会いのもと、現地調査をおこないました。

譲受人は〇〇町にお住いの水稻、甘しょを栽培する農家でございます。

譲渡人は譲受人の親戚にあたり、農業に従事しておりません。

申請地は、〇〇町に〇〇〇〇の倉庫がありますが、それより南方面へ約 100m に位置し、東側は市道、西側は用水路、南側は雑種地、北側は今回同時申請の畑で、耕作放棄地となっております。

申請地は、7 年くらい前から売り地としておりましたけれども、年 3 回から 4 回の草刈等をして管理されておりました。

取得後は、甘しょ畑として営農を行う計画でございます、なんら問題のない申請ではないかと思われま

す。続きます、整理番号 12 号について報告をいたします。

同じく、7 月 10 日譲受人〇〇〇〇さんのご主人立会いのもと、現地調査をおこないました。

譲受人は先ほどと一緒にございます。

譲渡人につきましても、譲受人の親戚にあたります。

申請地は、先ほどと一緒に、〇〇町に〇〇〇〇の倉庫がありますが、それより南方面へ約 100m に位置します。

〇〇番地は、東側は市道、北側は用水路、西側と南側は今回同時申請の畑で耕作放棄地となっております。

〇〇番は、北側と西側は用水路、東側と南側は今回同時申請の畑でございます。

申請地は7年位前から売り地としておりましたけれども、年3回から4回の草刈等で管理がされておりました。

取得後は甘しょ畑として営農を行う計画でございます、なんら問題のない申請ではないかと思われま。

続きまして、整理番号13号について報告いたします。

7月10日に譲受人〇〇〇〇さんの奥さん立会いのもと、現地調査を行いました。

譲受人は、〇〇集落に居住し、水稻・お茶・甘しょを栽培する農業者でございます。

譲渡人は譲受人の実の兄にあたり、農業に従事しておりません。

申請地は、〇〇〇〇より北へ約300mに位置します。

申請地の東側は市道、北側は用水路、南側は田んぼで水稻栽培されております。

西側の田んぼは耕作放棄地となっております。

申請地は、譲受人が約15、6年くらい前から水稻栽培をしております。

取得後も現在同様の営農行う計画でございます、なんら問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号14号及び15号を桑原委員お願いします。

14番（桑原委員報告）

整理番号14号について報告いたします。

7月13日、譲受人〇〇〇〇氏立会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は、〇〇町に居住する建築業で、兼業として農業を営んでおります。

申請地は〇〇〇〇から西に約125mに位置し、南側は道、東側は宅地、一部は雑種地で放棄地となっております。西側は宅地、北側は住宅です。

申請地は耕作放棄地になっておりますが、権利取得後は甘しょを作付けすることです。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請かと思われま。

次に、整理番号15号について報告いたします。

7月14日、譲受人の長男、〇〇〇〇氏立会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は、〇〇町に居住し、〇〇地区を中心に甘しょを栽培しております。

申請地、〇〇町〇〇番地は、〇〇公民館から東側約200mに位置し、北・東側は道、西側は宅地、南側は畑で耕作放棄地です。

申請地は耕作放棄地になっておりますが、権利取得後は甘しょを作付することです。

申請地、〇〇町〇〇番〇〇は、〇〇公民館から約北東 600mに位置し、〇〇基盤整備地区内です。

東側は道、西側は畑、南側は畑で樹園地、北側は耕作放棄地です。

申請地は現在甘しょ畑となっていて、権利取得後も甘しょを栽培するとのこと
です。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保
に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請かと思われます。

以上です。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 4 号、農地法第 3 条許可申請の、整理番号 10 号から 15 号については、
事務局の説明及び、調査員の報告のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号については、申請のとおり承認することに決定いたしま
した。

次に日程第 5 号、農地法第 4 条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件です。

整理番号 3 号

整理番号 3 号の申請地は〇〇町〇〇番〇〇、畑、197 m²です。

申請人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「自宅の荷物を保管するための物置の設置と近隣の居住者への貸
駐車場として、申請地を利用するため。」とのこと。

申請地は、22 ページに掲載してあります。

〇〇地区・〇〇〇〇敷地より北西約 75mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は第一種低層住居専用地域の指定がされており、都市計画用途指定
地域内農地であり第 3 種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないもの
と考えます。

計画内容は、自動車 2 台分の貸駐車場及び物置の設置です。

計画面積は 197 m²で問題のないものと思われます。

申請地の東側は道、その外周囲は畑です。

雨水については自然流下及び東側道路側溝へ放流します。

隣接する農地所有者へは、境界確認も含め、承諾は得ているとのこと。

大規模な構築物もなく、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

本件申請地は、申請人が農地法の許可を得ず、平成23年4月に駐車場に整備していたものです。今回、無断転用が判明し、当農業委員会指導により、追認により許可を得ようとするものです。

物置及び貸駐車場転用にあたり、「事前に着工していたこと深く反省し、今後、こうした事のないよう十分注意する」との始末書が添付されております。

また、周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともないため、無断転用であります。やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、現地調査の結果について調査員の報告をお願いいたします。

整理番号3号を俵積田広昭委員お願いします。

3番（俵積田委員）整理番号3号について報告いたします。

7月20日、事務局の永江係長と前原さんと沖園委員と現地調査を行いました。

申請地は、〇〇〇〇北西75mに位置する小集団の農地です。

申請地は北側耕作放棄地、西側は畑、東側は農道、南側は飼料畑です。

平成23年から駐車場として使われていた土地です。

隣接地との境と隣接する土地所有者との承諾書も取得いたしました。

物置および駐車場は現状のままで、雨水については自然流下で東側の側溝に排出するとのこと。

これまでも周辺の農地に被害の恐れは無いため、やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第5号、農地法第5条許可申請の、整理番号3号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり、承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めま。

よって、議案第44号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第6号、農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が1件、使用貸借権の設定に関する申請が1件です。

整理番号17号整理番号17号の申請地は〇〇町〇〇番の一部、畑、2,496㎡のうち396㎡です。

申請人は〇〇〇〇さん、会社役員です。

転用目的は薪置場です。

申請人が、法人へ工場敷地として使用貸借権を設定する申請です。

申請事由は、「隣地で鯉節製造業を営んでいるが、既存の薪置場が手狭になったので申請地に増設したい。」とのことです。

3-42-3 農振除外と同時申請になります。

整理番号 17 号の申請地は、3 ページに掲載してあります。

申請人が代表取締役を務める株式会社〇〇工場東側に隣接しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農用地区域除外後は第 1 種農地と判断されますが、既存敷地面積が 6,276.78 m²で今回申請地面積が 396 m²で、拡張面積が既存敷地面積の 2 分の 1 の 3,138 m²未満となるため、不許可例外の既存施設の拡張に該当します。

転用目的は薪置場の拡張であり、また工場周辺は農用地区域の指定がされており代替地は存在しないため、致し方のない申請ではないかと思われま

す。計画内容は、薪コンテナ 84 個分の薪置場の増設です。

計画面積は 396 m²で問題のないものと思われま

す。申請地南側は転用許可済みの鯉節製造工場施設、西側は既存工場敷地、北側及び東側は市道です。

薪置場への転用にあたり、境界にはブロック積みを設け、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

また、工作物を設置しないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については自然流下及び水路への放流により処理する計画です。

なお、申請地の一部 29 m²を隣接地に倉庫を建築するための進入通路として、平成 29 年 5 月にコンクリートが敷設されており、「今後、こうした事のないよう十分注意する」との始末書が添付されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、問題のない申請ではないかと思われま

す。

整理番号 18 号
整理番号 18 号の申請地は〇〇町〇〇番〇〇、畑、498 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん、農業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、自営業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいをしているので、申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は、7・8 ページに掲載してあります。

〇〇研修館より西側約 215m に位置します。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため、第 1 種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の 55m 以内に既存住宅が 5 戸以上

存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。計画面積は 498 m²で問題ないものと思われま

す。申請地の東側は道、その外周囲は畑です。

一般住宅への転用にあたり、一筆の土地を 2 筆に分筆し、一般住宅及び農地として、同時に譲渡されるものでありますが、農地境界にはブロック積みを施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は高さは 6.3m の二階建であり、南側農地境界より 2.5m 控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については、自然流下及び溜柵により西側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後西側・側溝に排水する予定です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、現地調査の結果について調査員の報告をお願いいたします。

整理番号 17 号及び 18 号を、

俵積田広昭委員お願いします。

3 番（俵積田委員）整理番号 17 号について報告いたします。

これも 7 月 20 日、事務局の永江係長、前原さんと沖園委員と現地調査を行いました。

申請地は〇〇町の〇〇本社の東側隣です。

転用目的は薪置場です。

申請地の北側と東側は市道です。

西側は宅地、南側は農用地を除外され、転用許可を得た土地です。

薪置場は現状のままで、東側はブロック積みを行い、雨水については東側の水路に排水するとのこと

です。周辺の農地に被害の恐れは無いため、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上。

続きまして、整理番号 18 号について報告いたします。

これも 7 月 20 日、事務局の永江係長、前原さんと沖園委員と本人立会いのもと現地調査を行いました。

申請地は〇〇公民館より西に 115m に位置する、10ha 以上のまとまりのある農地の南側に位置しま

す。申請地の北側・東側・南側は甘しょ畑で、西側は市道です。

申請地は一般住宅に転用されますが、残りは畑として利用されますが、境はブロック積みするとのこと。

排水の関係について、排水側溝がないため、南側の隣接地の方と建設課さんとも協議を行い、西側に約長さ 25mの側溝を作るとの合意がなされています。

排水については、西側の側溝へ排水するとのこと。

被害防除計画も適正であり、周辺の畑に被害の恐れは無いため、やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 6 号、農地法第 5 条許可申請の、整理番号 17 号及び 18 号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 7 号、農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 7 号議案第 46 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は 26 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 62 号から 69 号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外 7 名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外 17 名で、設定面積は、畑が 34 筆の 33,041 m²です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

次に所有権移転です。議案書は 27 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 5 号、譲渡人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 4 筆で、3,288 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円です。

整理番号 6 号、譲渡人は兵庫県にお住いの〇〇〇〇さんで、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、移転面積は 1 筆で、792 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円です。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満

たしていると考えます。以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第7号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号62号から69号までと、所有権移転の整理番号5号及び6号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第46号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第46号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、8月20日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午後2時45分閉会